

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和7年度資金不足比率

都道府県名	千葉県	算定時点	令和8年3月31日現在
市町村・一部事務組合名	夷隅郡市広域市町村圏事務組合 水道局		

(単位：千円)

	数値等	備 考
地方公営企業法適用区分	法適用企業	
宅地造成事業区分※1	①宅造以外	
特別会計名	水道事業会計	
事業区分※2	①水道事業	
(1) a - b - c - d - e	442,879	
流動負債 a	818,589	
控除企業債等 b	375,710	
控除未払金等 c	0	
控除額 d	0	
PFI建設事業費等 e	0	宅地造成事業のみ記入（該当なし）
(2) 算入地方債の現在高	0	
(3) g - h - i	3,336,544	
流動資産 g	3,336,544	
控除財源 h	0	
控除額 i	0	
令第3条第1項の額 (4) 資金不足額又は剰余額 (1)+(2)-(3)	▲ 2,893,665	資金不足の場合は、正の値となる。
(5) 資金不足額	-	該当なし
(6) 営業収益の額－受託工事収益の額	1,913,660	営業収益(1,913,691)－受託工事収益(31)
うち指定管理者利用料金	0	指定管理者制度未導入
(7) 事業の規模	1,913,660	営業収益の額－受託工事収益の額
資金不足比率((5)/(7), %)	-	該当なし

注:本表中「令」とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

※1:「宅地造成事業区分」の欄には、公営企業に係る特別会計について、次に掲げる①から③の中から選び記入する。

- ①公営企業に係る特別会計（宅地造成事業を行っている（＝販売用土地を保有している）ものを除く。）
- ②宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う公営企業に係る特別会計
- ③宅地造成事業のみを行う公営企業に係る特別会計

※2:「事業区分」の欄には、次に掲げる①～⑭の中から一つ選び記入する。

- ①水道事業、②簡易水道事業、③工業用水道事業、④交通事業、⑤電気事業、⑥ガス事業、⑦港湾整備事業
- ⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪宅地造成事業、⑫下水道事業、⑬観光施設事業、⑭その他法適用企業に係る事業